

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- | 日時：令和元年12月3日（火）14:30～
- | 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- | 対応：児嶋長官官房総務課長

### < 本日の報告事項 >

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まず、1.原子力規制委員会について。

(1) 第46回原子力規制委員会、こちらは議題が5つございます。

議題1「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正案等及びこれらに対する意見募集手続の実施について」。こちらは、核燃料物質の工場または事業所の外における運搬につきましては、輸送用のキャスクに関しまして、事前の承認等の手続が告示や通達等で定められています。そうした手続を整理・合理化するための告示の改正案と新たに定めるガイドの案を委員会に報告するとともに、あわせて、その意見募集の実施について諮るものです。

議題2「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について（案）」。こちらは10月16日の原子力規制委員会におきまして、眼の水晶体の等価線量限度に関する原子力規制委員会規則や告示の改正案の意見募集を実施することとされました。その意見募集が終了したことから、結果を報告するとともに、改正案の放射線審議会への諮問について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「『建物・構築物の免震構造に関する検討チーム』について」。こちらは、実用発電用原子炉の建物や構築物につきましては、これまで免震構造を工事計画認可した実績がございませんが、今後、免震構造に関する工事計画認可の審査を円滑に行えるよう、規制庁で作成した審査ガイドのドラフトを報告するとともに、そのドラフトを議論するための検討チームの設置について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「第12回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の結果概要について」。こちらは、伴委員が11月28日から中国で行われたTRM会合に参加した結果を報告するものです。

続きまして、議題5「第10回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会を受けて」。こちらは、昨日12月2日に行われたいわゆるCNO会議の結果について、報

告をするものです。

原子力規制委員会関係は、以上となります。

続きまして、2番の審査会合の関係です。1枚おめくりください。2ページ目、真ん中より下になります。

12月5日木曜日、(5)第806回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは実質的には議題が2つございます。

1つ目が、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機、また、中国電力・島根原子力発電所2号機の有毒ガス防護設備に関する設置変更許可に関しまして、まず、柏崎刈羽発電所につきましては、10月31日に申請がありました。また、島根原子力発電所につきましては、今後、補正申請が予定されておりますので、それぞれから概要の説明を受けるものです。

2つ目の議題ですけれども、九州電力・玄海原子力発電所3号機、4号機の工事計画認可に関しまして、デジタル安全保護盤、いわゆる安全保護系のデジタル化ですけれども、それに関する11月15日の申請の概要説明を受けるものです。

続きまして、その下に参ります。(6)第807回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは関西電力・美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設の設置変更許可に関しまして、耐津波設計に関する11月21日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、これも真ん中から下に参ります。

12月9日月曜日、(10)第319回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、議題が3つございます。

まず、議題の1つ目ですが、日本原子力研究開発機構(JAEA)の高速実験炉(常陽)の設置変更許可に関しまして、航空機落下による損傷の防止に関する説明を受けるものです。

議題の2つ目は、リサイクル燃料貯蔵のリサイクル燃料備蓄センター(RFS)の事業変更許可に関しまして、耐津波設計に関する10月21日の会合のコメント回答を受けるものです。

議題の3つ目は、JAEAの原子炉安全性研究炉(NSRR)の設計・工事方法認可に関しまして、9月25日の原子力規制委員会でこの設工認の申請漏れと報告された事項に関し、その設工認に関する申請が11月28日にあったことから、その申請の概要説明を受けるものです。

続きまして、その下、(11)第11回環境放射線モニタリング技術検討チーム、こちらは、いわゆる放射能測定の実務的なマニュアルである放射能測定法シリーズを規制庁で作っておりますが、これは平成28年以来、これらの改訂が順次進められております。今回はその放射能測定シリーズの7番目、No.7について、改訂案を規制庁から提示し、有識者に議論をしていただくものです。

私からは以上となります。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -